**会員限定 無料相談**

要ご予約
24-2612

弁護士の
**法律** 相談会
10時～12時
1月21日(金)
2月1日(火)
2月18日(金)
3月1日(火)
3月18日(金)

弁護士の
**相続** 相談会
10時～12時
1月19日(水)
2月16日(水)
3月16日(水)

社労士の
**年金・社会保険** 相談会
10時～12時
1月11日(火)
2月8日(火)
3月8日(火)

不動産コンサルタントの
**不動産** 相談会
10時～12時
1月27日(木)
2月24日(木)
3月24日(木)

経営コンサルタントの
**経営** 相談会
日時応談
24-2614までご予約ください

会場 納税者センター・青色会館

ご注意 同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ 「祝」 祝日（しゅくじつ）・祝言（しゅうげん）・祝賀（しゅくが）・祝詞（のりと）

# 漢字穴埋めクイズ

プレゼントがもらえる！

真ん中の□に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。
ハガキにクイズの答えと、郵便番号・住所・氏名・電話番号・職業・年齢・本紙へのご要望等をご記入の上、下の宛先までご応募ください。
※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。
※先月号のこたえは紙面上部の欄外に記載しています。

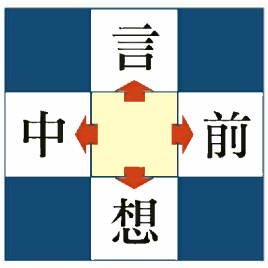


ヒント 見上げてみれば

プレゼントご応募の宛先

〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

**クオカード1,000円分を3名様にプレゼント**

**締切：2022年1月21日(金)着分迄**

## 申告手続きなどには

マイナンバーの記載 ＋ 番号確認書類と身元確認書類の添付 が必要です。

下図を参考に添付書類をご用意の上、確定申告指導会場にご持参ください。

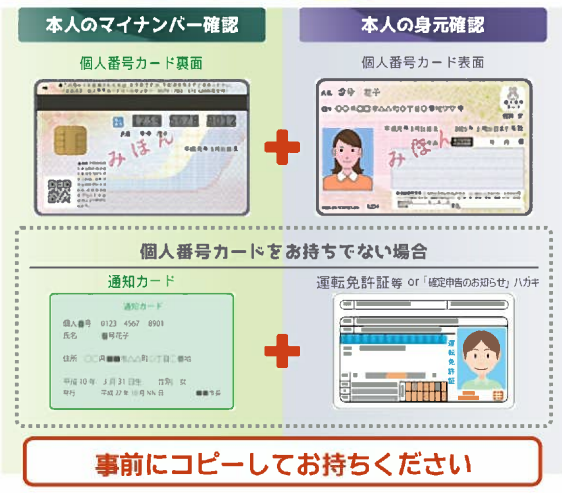


事前にコピーしてお持ちください

※確定申告指導会場でのコピー機の利用は有料となります。
※会員の方は、本紙同封の「マイナンバー添付書類台紙」をご利用ください。
※ご自身の電子証明書でe-Taxをする際にはマイナンバーカード本体が必要です。

### マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
**0120-95-0178**
平日／9:30～20:00
土日祝／9:30～17:30

・マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

# 課税売上1,000万円以下の方でもインボイス！？

インボイス制度の準備はお済みですか？

消費税の課税事業者は、原則として、「売上の消費税分から、必要経費の消費税分を引いた額」を納税することになります。この「必要経費の消費税分を差し引く」ことを、**「仕入税額控除」**といいます。
仕入税額控除を受けるには、「必要経費の消費税がいくらだったのか」を証明しなければなりません。その証明方式として、**令和5年10月からインボイス制度が導入されます**。
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。
インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られます。課税事業者の方も、登録をしなければ、「適格請求書発行事業者」にはなれませんのでご注意ください。

## ＜例＞貴方が建築関係の業種（下請け）で免税事業者の場合

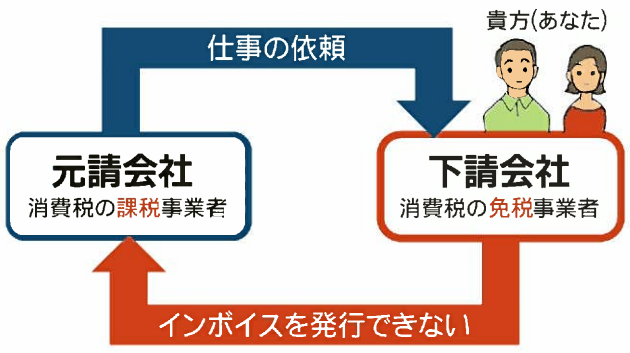


◎ 貴方は課税売上高が 1,000万円以下の免税事業者のため、インボイスを発行できません。このままでは、元請会社が仕入税額控除できなくなるため、元請会社が納める消費税の負担を増やしてしまうことになります。場合によっては、仕事の依頼がこなくなることも考えられます。
◎ まずは、元請会社にご相談ください。相談後、「適格請求書発行事業者」になるかご判断ください。インボイスの発行事業者となることを選択される場合は、令和5年3月末までに、インボイス発行事業者になるための、「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要です。ただし、「適格請求書発行事業者」の登録申請をすると、同時に消費税の課税事業者になりますのでご注意ください。

## 他の状況の場合

下表を参考に相手先との関係を確認し、「適格請求書発行事業者」になるかご判断ください。
・ 売上先との関係を確認する場合、貴方はB、売上の相手先はAとして、当てはまる箇所をお選びください。
・ 支払先との関係を確認する場合、貴方はA、支払の相手先はBとして、当てはまる箇所をお選びください。

| A（対価を支払う側） | | B（対価を受け取る側） | | 変更点 |
|---|---|---|---|---|
| 課税事業者 | インボイス発行事業者 | 課税事業者 | インボイス発行事業者 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | 現状と変わりありません |
| | | | × | Aは仕入税額控除ができなくなります →AとBは相談が必要です |
| | | × | × | |
| ○ | × | ○ | ○ | 現状と変わりありません |
| | | | × | Aは仕入税額控除ができなくなります →AとBは相談が必要です |
| | | × | × | |
| × | × | ○ | ○ | 現状と変わりありません |
| | | | × | |
| | | × | × | |

### インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】
**0120-205-553**(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
インボイス制度特設サイト


本年もかわらぬご愛顧のほど宜しくお願いいたします

お困りごと110番
暮らしの修繕承ります
地元在住・信頼と実績の青色会員『匠職人』が対応いたします。まずはお気軽にご連絡を！

青色ファミリー共済 1
事業主の強い味方！掛金は全額経費！

青色ファミリー共済 2
日常生活のもしもに備えて！3つの補償コースをラインアップ

全員の特典
団体割引10%
自動車共済
自動車の任意共済 まずはお見積を！

小田原青色共済株式会社
〒250-0012 小田原市本町2-3-24
FAX 0465-22-0936
0465-24-1112
(受付時間 平日9時～17時)
小田原青色共済
お気軽にお電話下さい


## 健康のツボ

### 乾燥リスクにご注意ください

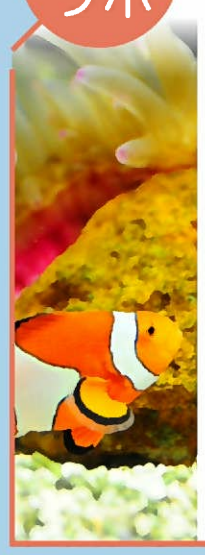

空気が乾燥すると肌を保護する皮脂膜が充分に作られず、肌の水分が不足し、肌荒れを起こします。また、粘膜が乾燥して起こる目や鼻、喉のトラブルも発生しやすくなります。

**いつもの家事を一工夫！ながら加湿**

洗濯物を室内干しにしてみましょう。冬は外気温が低いので、日当たりの良い室内のほうが暖かく、洗濯物が早く乾きます。室内干し用の洗剤を使えばニオイの心配もありません。また、掃除の際に床などを水拭きにするのも加湿効果があります。お風呂のドアを開け放っておくのも効果的です。

**アクアリウムで癒され加湿**

ちょっとハードルが高いですが、アクアリウム（水槽）を加湿に利用することができます。高い水温を好む熱帯魚の水槽なら特に効果的にお部屋を加湿してくれます。美しい熱帯魚に癒されながら湿度対策も望めて一石二鳥ですね。ただし夏は湿度を上げてしまうので、水槽のフタを閉じておきましょう。